

Legacy Gift

～大切な財産を未来に繋げるために～



東京工業大学
Tokyo Institute of Technology

今まで築いてきた大切な財産を未来に繋げるために

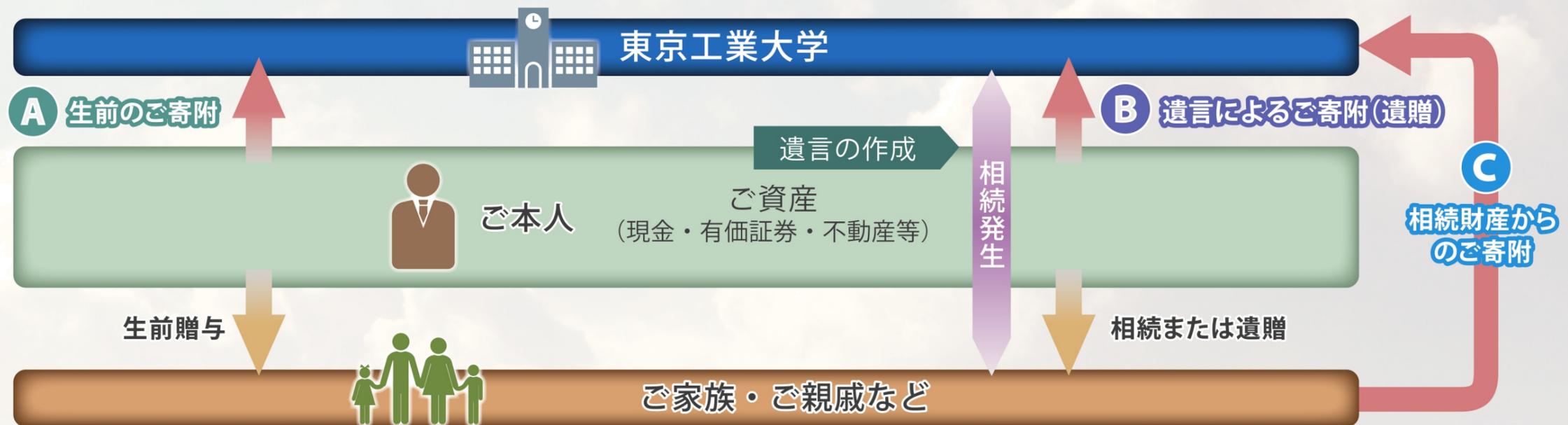
最近、今まで築いてきた大切な財産の一部を社会のために役立てたいと考えている方が増えつつあります。また、一方で少子高齢化による社会情勢の変化や相続財産に関わる法制度の変更などにより、相続や遺言への関心が非常に高まっております。

東京工業大学では、生前のご寄附はもとより、遺言によるご寄附（遺贈）や相続財産からのご寄附によって、皆様のこのような社会に貢献したいといった想いを未来に受け継ぎ、実現してまいりたいと思います。

土地・建物等の不動産や有価証券・貴金属等のご寄附もお受けしております。本学では、これらの現物寄附に対する課税（みなし譲渡所得課税）に関する事など、さまざまにご相談を承っております。お気軽にご相談ください。



遺贈によるご寄附



A 生前のご寄附について

東京工業大学の教育研究活動を通じた社会貢献活動に役立てたいとお考えの方の生前のご寄附について、ありがたくお受けいたします。

◆東京工業大学へのご寄附は寄附金控除の対象となり、確定申告を行うことにより税制上の優遇措置を受けることができます。

B 遺言によるご寄附（遺贈）

遺贈とは、遺言書を作成し、ご自身が今まで築いてきた財産を相続人に限らず、特定の人、団体に寄附することをいいます。

財産の一部の受取人として東京工業大学を指定することによって、本学における教育研究活動を通じた社会貢献活動にご遺産を役立てることができます。

◆ご遺贈いただいた財産について相続税は課税されません。

C 相続財産からのご寄附

東京工業大学では、ご遺族の方より、相続財産からのご寄附もお受けしております。

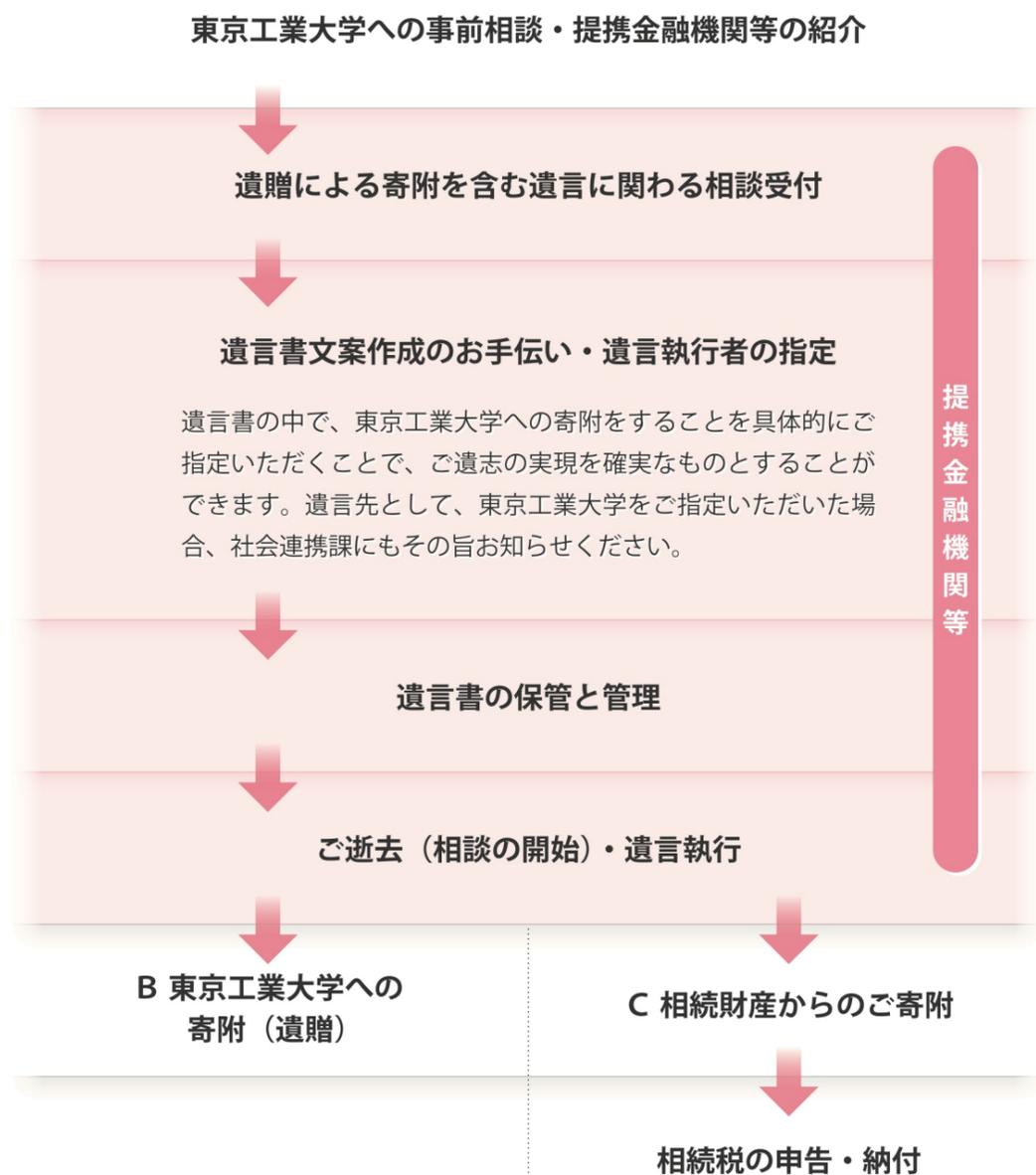
◆相続税の申告期限(10ヶ月以内)までに、東工大基金にご寄附いただき、当基金が発行する「領収書」により手続きされた場合には、相続税は課税されません。

●ご厚意への感謝 一定額以上のご寄附をいただいた方のご厚意に感謝の意を表し、芳名刻印レンガを大学施設内に設置いたします。また、多大なご寄附をいただいた場合、寄附者または故人のご芳名を冠した基金・奨学金などを新設することが可能です。

B 「遺言」によるご寄附(遺贈)

遺贈とは、遺言書を作成し、ご自身がこれまで築いてきた財産を相続人に限らず、特定の人、団体に寄附することをいいます。東京工業大学へのご遺贈は、本学の多様な個人が活躍するための教育研究支援、環境づくりに活用させていただきます。

遺言によるご寄附のお手続きの流れ



C 「相続財産」からのご寄附

故人から相続した財産の一部を本学にご寄附いただくご相談が増えております。本学にご寄附いただくことで、故人が生前に抱いていた想いを実現し、ご家族で共有いただくことができます。ご検討の段階で、お早めにご相談ください。

一般的な相続手続きとご寄附までの流れ



東京工業大学基金への遺贈を ご検討いただいている方へ

～お願い～

ご検討の段階で、お早めにご相談ください。

遺言書の作成について

遺言書には、公証役場で証人が立ち会って公証人に口述筆記させる「公正証書遺言」、遺言者が全文を自筆で作成し署名押印する「自筆証書遺言」があります。東京工業大学への遺贈をご検討される際には、安全確実な「公正証書遺言」もしくは、信頼のおける弁護士など専門家にご相談し自筆証書遺言を作成の上、保管・執行を依頼するなどの対応により、スムーズに本学への遺贈を実現することができます。

遺言執行者について

遺言書作成時には、遺言書に記載された内容を実現する「遺言執行者」をご指定ください。遺言執行者の指定により、遺贈のご意思を確実に実現できます。遺言執行時には、法的（法律、税務、不動産登記等）な知識が求められることがありますので、弁護士、司法書士、信託銀行などの専門家を指定する方が多いようです。

遺贈先について

東京工業大学基金は、東京工業大学において、個人、法人・団体等の皆様からのご寄附の受入窓口として、学内組織の中に位置づけられています。本学への遺贈によるご寄附をお決めいただいた場合には、遺言書の中で遺贈先を「東京工業大学基金」とご指定ください。



不動産などの遺贈に関して

不動産、有価証券などの評価性資産の遺贈も受け付けております。なお不動産を遺贈いただく際には、当該物件の活用については、売却を含め、すべて東京工業大学にご一任いただくことを前提とさせていただきます。また、遺贈を予定される物件については、遺贈をお受けできるか事前に確認をさせていただき、場合によっては、遺贈をお受けできない可能性がありますので、予めご了承ください。

提携先金融機関等について

現在、東工大基金が提携している金融機関等は以下になります。ご紹介のご希望・ご相談等につきましては、東京工業大学社会連携課までお問い合わせください。

- 三井住友銀行
- 三菱 UFJ 信託銀行
- みずほ信託銀行
- 三井住友信託銀行

遺贈のご相談について

東京工業大学への遺贈をご検討される際、又、本学への遺贈のご意思を遺言書に記載された際には、東京工業大学社会連携課までお知らせください。また、本学は、一般社団法人大学寄附遺贈協会とも協定を締結しております。遺贈に関して、ご不明な点がありましたら、当該協会の専門家にお繋ぎすることも可能です。

| ご寄附の感謝

・「芳名刻印レンガ」の設置

個人30万円、法人100万円以上のご寄附をいただいた方には、芳名刻印レンガを大学施設内に設置いたします。レンガに刻印するご芳名は、故人のご芳名も可能です。



・紺綬褒章の授与

生前のご寄附で、個人500万円、法人1,000万円以上のご寄附をいただいた場合には、国からの紺綬褒章の授与の対象となります。



なお、遺言によるご寄附(遺贈)等、褒章条例により表彰されるべき方がご逝去されている場合には、相続人代表の方に木杯又は褒状が授与されます(遺族追賞)。相続人代表者は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順位で選定されます。

| 提携金融機関

東京工業大学では、下記の金融機関と提携しております。



ご寄附に関するご相談・お問い合わせ先

お気軽にご相談ください

国立大学法人 東京工業大学 社会連携課

〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1

TEL 03-5734-2415・2417

FAX 03-5734-2485

MAIL syaren@jim.titech.ac.jp

URL <https://www.titech.ac.jp/public-engagement/giving>



東工大基金



遺贈によるご寄附